

○議長（石橋英和君） 順番9、4番 楠本君。

〔4番（楠本知子君）登壇〕

○4番（楠本知子君） 皆さん、おはようございます。ただ今議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

1項目めは、地域包括ケアシステムの構築に向けてということでお伺いさせていただきます。

厚生労働省は、団塊の世代が75歳を迎える2025年をめどに、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的で、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援一体となって提供されるシステムの構築として、地域包括ケアシステムの構築に取り組むとされています。

そこで1番目に、本市においても第6期介護保険事業計画が作成されます。その計画において、2025年を見据えての取り組みが本格化されてくると思います。この地域包括ケアシステムの構築が柱になるということです。

地域包括支援については、市民の皆さまも周知されているかと思いますが、なぜ地域包括ケアシステムの構築が必要なのか。市民の皆さまにわかりやすく説明していただきたいと思います。

次に、要支援1、2を地域支援事業に移行し、訪問介護、通所介護においては、新設の総合事業で予防給付とし、介護保険の財源で賄うと聞いています。

平成29年に、全ての市町村が実施するとなっておりますが、橋本市はいつ移行される予定なのか。また、これまでのサービスが低下す

ることがないのか、保たれるのか、さらによくなるのか、伺います。

次に、高齢者の外出支援やちょっとした困り事などの生活支援に、元気な高齢者が担い手となり、活動実績をポイント化し、それを現金や商品と交換できるというような、その自治体では違いますが、昨年度で全国で約200の自治体を実施されています介護支援ボランティアポイント制度ですが、市民の皆さまの自助・互助の取り組みを進めていく上には有効かと考えます。橋本市は、導入を考えておられますか。

次に、人生の最後をでき得る限り自宅でということになりますが、本人や家族の選択に基づいた住まいと住まい方が基本になると思います。

一つ目に、特養などの施設入所を待っておられる方、待機者の実態把握状況を伺います。

2番目に、介護保険で行う住宅改修に、IHクッキングヒーター設置を補助対象にできませんか。これまでの介護保険の住宅改修補助制度には、認知症への視点が全く入っておりません。認知症予防のためにも、IHの設置も対象としていただきたくお聞きいたします。

3番目に、市営住宅のバリアフリー化についてですが、私が平成24年6月の高齢者向けの市営住宅を増やす計画はありますかの質問をさせていただきましたときに、そういった計画はないということで、市営住宅においては、65歳以上の高齢者の入居状況は、平成23年度末で44%、また単身世帯は全世帯の23%と。この割合は、今後ますます増えていきます。高齢者に配慮した改修等を検討する必要

があります。バリアフリー化計画については市営住宅長寿命化計画の中で検討を行いますとの建設部長のご答弁でございました。その後の検討状況をお聞きいたします。

次に、在宅介護を支える医療と介護の連携定期巡回随時対型訪問介護・看護は、ケアシステムの柱となると思いますが、地域の医療・介護関係者の方とどのように進められますか。

2項目めは、通学路の安全対策を伺います。

4月から新入生の登下校が始まり、子どもを送り出す保護者またご家族から、通学路の改善のお声をいただきました。

平成24年、登下校時の児童などが死傷する事故が起きたことから、全国で通学路の緊急合同点検がなされました。

橋本市においても、緊急合同点検がされ、改善されているかと思いますが、この点検で得られた情報を関係者が共有をして、さらに対策を進めていくことが大事だと考えます。

そこで1番目、通学路の合同点検実施報告そして改善状況をホームページで公表し、地域の住民の方とともにその情報を共有することについて伺います。

②に、通学路をより安全にということで、歩道の設置やガードレールの設置などによる歩車分離や、信号機や横断歩道、カーブミラーの整備などに加えて、最高時速30km以下に制限するなど交通安全のための規制や抑制を行うゾーン30への通学路の指定を推進していただきたいと伺います。

3項目に、くるみんマークの啓発と促進について伺います。子育て支援の促進に関して次世代認定マーク、愛称くるみんマークの啓発、さらに取得促進に関して伺います。

次の世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境をつくることを目的として、国、

地方公共団体、企業、国民が一体となって取り組みを進めるために、それぞれの果たすべき役割を定めた次世代育成支援対策推進法、略して次世代法ですが、平成17年に施行をされました。

同法では、企業、団体に、従業員が仕事と子育ての両立ができるよう行動計画を策定するよう義務づけていますが、来年3月末で期限が切れるということで、その制度延長のための法改正が行われました。

法律に基づいて、従業員の子育てを熱心に支援している企業には、くるみんマークを付与して、税制面で優遇する制度も10年延長されることになったとあります。

次世代法では、仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備等について行動計画を策定し、企業内での取り組みを推進するよう事業主に求めています。

労働局より認定を受けた事業主は、くるみんマークを広告や商品、名刺等につけて、対外的にアピールすることができ、企業のイメージアップや優秀な人材の確保や定着などが期待ができます。

子育て支援を応援する企業対策をもっと進めていただきたくお伺いいたします。

1番目に、橋本市でくるみんマーク認定企業はありますか。

②このマークが市民の中で浸透していますか。

③認定企業の増加をめざすために、市独自の優遇措置を考えてはいかがですか。

以上3項目、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（石橋英和君） 4番 楠本君の質問項目1、地域包括ケアシステムの構築に関する質問に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（石橋章弘君）登壇〕

○健康福祉部長（石橋章弘君） 地域包括ケアシステムの構築について、なぜ必要なのか市民にわかりやすく説明をとのこについてですが、地域包括ケアシステムとは、介護が必要となった高齢者が住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるよう、医療・介護・介護予防・活支援・住まいの五つのサービスを一体的に受けられる支援体制のことです。

団塊の世代が75歳を超える2025年に向け速やかに導入をと、政府の社会保障制度改革国民会議報告書において指摘されています。

本市においては、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（さわやか長寿プラン 21）を、平成26年度中に見直すことになっており、2025年を見据えた介護保険被保険者数、介護保険認定者数、サービス利用者数などの推計を行います。

地域において高齢者の生活を支える仕組みや課題を明らかにし、高齢者を支えるサービスを総合的に提供できるよう見直すことになっています。

地域包括ケアシステムについて、市民の方々に具体的でわかりやすい説明を行うことも重要です。6月7日には、市民の方々とともに勉強する機会として、橋本市地域包括ケアシンポジウムを開催させていただきました引き続き、積極的な周知、啓発を進めていきます。

次に、要支援1、2の方々の訪問介護、通所介護について、地域支援事業にいつ移行するのか。また、これまでのサービスが保たれるのかについてですが、地域支援事業（高齢者介護予防・日常生活支援総合事業）への移行については、平成29年4月までに全ての保険者において実施されることが、国より示されています。

平成27年度、平成28年度については、市町村の選択となっています。その移行時期、サ

ービスの内容については、住民の意向、サービス提供者の把握等を行い、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定推進委員会の審議を経て、平成26年度中に決定することになります。

次に、介護支援ボランティアポイント制度の導入についてですが、この制度は、地方自治体が介護支援にかかわるボランティア活動を行った原則65歳以上の高齢者に対し、実績に応じて換金可能なポイントを付与する制度であり、介護保険料を実質的に軽減する制度です。介護保険法の規定に基づき、地域支援事業交付金を財源として導入されました。

本市においては、他市町村の実施状況等調査中であり、介護保険料をポイントにより減額する自治体もあることも承知していますが現時点での導入の考えはありません。

次に、住まいという点からのご質問ですが特養などの施設入所待機者状況については、平成25年3月末における特別養護老人ホーム待機者数は、橋本市民の方で要介護1以上が262人であり、そのうち要介護3以上は129人です。なお、この数字は、和歌山県内各施設から県に報告したものであり、重複を除いた数字です。

次に、住宅改修にIHヒーター設置を補助対象にできないかについては、介護保険の制度上、住宅改修においてはIHヒーターの設置は給付対象として認められていません。

そのような中、本市においては電磁調理器の貸し出し事業を実施しておりますが、台数が少ないこと、またIH調理器を高齢になってから使用することへの不慣れなどにより、なかなか普及、利用が進んでいないのが現状です。

次に、在宅介護を支える医療と介護の連携定期巡回随時対応型訪問介護・看護について地域の医療・介護関係者などどのように進

められますかについてですが、切れ目のない介護・医療サービスの提供に向けた取り組みは、重要課題だと認識しています。医療と介護の連携、定期巡回随時対応型訪問介護・看護に関する現状における問題点や課題などを整理するとともに、橋本市地域包括支援センターが中心になり、医療機関やケアマネージャー、訪問看護などを交え、意識づくりや情報共有を図りながら、効果的かつ効率的な連携手法の検討、構築を図っていきます。

○議長（石橋英和君）建設部長。

〔建設部長（塙阪 隆君）登壇〕

○建設部長（塙阪 隆君）市営住宅のバリアフリー化計画についてお答えします。

平成24年6月議会定例会において、市営住宅のバリアフリー化について、橋本市営住宅長寿命化計画の中で検討を行いますとの答弁をしたところですが、計画を策定するにあたり、財政面等の制約等も勘案し検討した結果まずは建物本体を長期間にわたって活用できるよう、屋上防水や外壁改修を主に進めています。

公営住宅とは、公営住宅法により、住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な家賃で賃貸する住宅と規定されています。そのため高齢者や障がい者などの住宅需要には十分に対応できていませんが、急速に進行する高齢化社会において、バリアフリー化は重要であると認識しています。

しかしながら、バリアフリー化には、構造上エレベーターの設置等は困難であること、入居中の建物内部の工事には大幅な制約があること、さらに多額の費用を要することなどから、総合的に判断したものです。

今後も、入居者の方の体調の変動等により希望があった場合は、1階等への住み替えにより対応していきたいと考えています。

○議長（石橋英和君）4番 楠本君、再質問

ありますか。

4番 楠本君。

○4番（楠本知子君）ご答弁、ありがとうございました。細かく質問させていただきまして、部長より細かくお答えいただきましてありがとうございます。理解させていただいたところです。

先ほどは20代の議員が一般質問させていただきました。私は60代を、もうすぐ団塊の世代に入る議員でございます。ますます2025年をめざして、橋本市も高齢者でいっぱいになる。また、介護保険料も今は4,000円台ですけれど、2025年には8,000円台になるん違うのかなとか、また社会保障は医療と介護とか言われているけど、本当にパンクするん違うのかなという危機感と、私自身は不安でいっぱい、こういう質問をさせていただいたところです。

そんな中で、ケアシステムの構築が必要やということでございますので、今後2025年まで約10年以上の計画を、一步一步進めていただきたいということになるかと思うんですけども、先ほど部長のご答弁で、地域包括ケアシステムって結局何なのということについて、市民のお声にお答えいただけたかと思えます。

こういった疑問に対して、市民の方々もともに理解をしていただく、協力をしていただくという部分もたくさんあるかと思えますので、今後もいろんなホームページなど利用していただいて、周知また理解をしていただけるような広報を続けてお願いをいたしたいと思えます。

まず、この構築に向けて進めていく上で、この橋本市の人口形態がどのようになっていくかということが、ちゃんと把握しておかないとだめだと思うんです。介護が必要な人であったりとか、介護も医療も必要な人であ

ったりとか、そういった人が、どのように橋本市に増えていくのか。また、今橋本市で行われているいろんなサービス事業がございますが、そういったサービス事業にプラス何が必要なのかというところ辺を、まずはしっかりと把握していただいて、課題といいますか橋本市の包括ケアを構築していく上で、何が一番大切なんかなんかということのニーズ調査というのが一番大事だと思うんですけども、このニーズ調査に対してのお答えをいただきたいと思うんですけど、ニーズ調査をいろんなところでされるんですけど、結局、100%のニーズ調査ってなかなか難しいかと思うんですけど、やっぱり100%をめざしたニーズ調査をやっていただきたいと思うんですが、そのあたりをお伺いさせていただきます。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君） 答弁させていただきますとおり、平成26年度中に計画の見直しを行うということで事務を進めております。

昨年度におきまして、議員おただしのようないニーズ調査のためのアンケート調査を実施してございます。現在集計中、分析中でございまして、この結果を、7月3日を予定しておるんですけども、1回の策定推進会議でご報告をして、いろいろご審議をいただくという手順で、議員おっしゃられる2025年、この本年度見直しの計画は2025年を見据えた中で、平成26年度中に見直していくという手順で、現在事務を進めておるという状況でございます。

○議長（石橋英和君）4番 楠本君。

○4番（楠本知子君） 進めていただいているという状況をお聞きいたしました。

そしたら、回収率についてお伺いいたします。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君） すいません。ちょっと今手元に資料を持ち合わせてございませんので、後ほどご回答させていただきたいと思います。

○議長（石橋英和君）4番 楠本君。

○4番（楠本知子君） この間も、今、部長が言っていただきましたように、産業文化会館でシンポジウムがございまして、すごいいい講演を聞かせていただきました。

その中でも、やはりニーズ調査に対して、いろんなニーズ調査をされるけど、60%あたりで手を打っていったら、40%の声が聞こえないということで、本当のニーズ調査にならないよというお話があったかと思うので、やはり100%のニーズ調査をやるんやという市の意気込みが大事ですよという話を聞かせていただいたので、本当に必要な人に必要なサービスを受けていくには、聞こえないお声を聞いていくというのが大事かと思って、質問をさせていただきました。

次に、2番ですが、要支援1、2の地域支援事業が、今後市町村裁量でできるということになるかと思えます。橋本市地域包括支援センターは、橋本市一つでございましてけれども、地域におけるサービス事業をやっていくということは、日常生活ゾーンという考え方が一つあるかと思えます。この日常生活ゾーンを、橋本市はどのようにお考えいただいているのか伺いたいと思います。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君） 現時点、それも含めて、いわゆる策定推進会議の中で議論をしていただこうかなと考えております。

○議長（石橋英和君）4番 楠本君。

○4番（楠本知子君） それでは、その中でよろしくご審議いただきたいと思います。

橋本市全体でやはり高齢者の方が近くで行けるところと考えていったら、日常生活ゾー

ンというのは、もうちょっときめ細やかに取り組んでいただけないとカバーできないんじゃないかなと思っているんです。よろしくお願ひしたいと思ひます。

介護ボランティア制度につきましては、今は考えておられないということで、研究調査をしていくというお答えをいただきました。

介護だけに特化したボランティア制度をやっておられるところとか、いろいろ自治体によって、このボランティアポイント制度があるかと思うんですけれども、私もボランティアポイント制度について2回質問させていただきましたこともあり、前回の質問では、健康マイレージ事業ということでも質問をさせていただきます。

全国的ないろいろな自治体で、こういったポイント制度を自治体に合った形で進めておられます。その自治体に合った形がいいかと思うので、最近ポイント制度を取り入れられた群馬県みどり市というところなんかは、自主防災組織を活用されて、自主防災組織の中に福祉部というところをつくっていただいて、その福祉部の方々と民生委員との連携を密にしながら、地域の福祉に少しでも貢献できるようなシステムをつくったり、またこの4月からポイント制度をされた岐阜県可児市においては、介護だけではなく子育てを応援している方々や見守りをやっていたりしている方々を含めて、ポイント化制度をして、そして地域通貨をつくって、地域で活性化を含めたポイント制度とされておられるところもございますので、今後、国もこういった制度を進めていこうという方向をとられているかと思うので、研究中ということでございますが研究をしていただいて、考えていただけたらと思ひます。

次に、4番目の住まいということでお伺ひさせていただきます。特別養護老人ホーム

が、今後介護度3以上、中度・重度の方でしか入れなくなるようになるとか、不安がいっぱいあります。

そして、今待機状況もお聞かせいただいた中で、かなりのまだ待機状況がある中で、高齢者の方がさらにさらに増えていくわけですから、待機状況がもっともっと大変になって入れなくなるんじゃないかなという不安がありますけれども、必要な人には必要などころに入っただけのような、入所できるような連携といいますか、そういう相談にはきちっと乗っただけののかなということが、一点不安があるんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君） 特養への待機者数の数字も報告させていただきました。まさに今回の計画の見直しというのは、今後の利用者見込み数というのをまず考え、あるいはそういう施設の供給、いわゆる事業者の方々の動向も考慮し、適正な運営を図っていくべく計画を立てていくということになります。

また、もう一つは、先ほど来いろいろお話しいただいています地域包括ケアシステムの体制の確立によりまして、いわゆる施設に入る方々、施設に入らずとも在宅でという在宅での介護の限界自体を押し上げていくという考え方も片方にあります。

そこらあたりの兼ね合いということになりますので、そこらあたりは、先ほど来申し上げていますいわゆる見直しの事務過程の中で策定推進委員会等々で、資料を事務局からお示しし、あるいはご提案をし、ご審議を経て策定していきたいと考えております。

○議長（石橋英和君）4番 楠本君。

○4番（楠本知子君）ありがとうございます。

次に、IHの設置については、介護保険事

業の中には入っていないので、それは補助対象にならないということでございました。

レンタルをさせていただいているということで、レンタル状況とレンタル台数をお教えいただけますか。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）電磁調理器の関係なんですけれども、従来は老人福祉法に基づきます日常用品の貸付事業ということでもともとございました。

それが、介護保険法ができたときに、介護保険法に対象となるものは介護保険のほうでということになりまして、事業として残っておる中にこういうIHの事業がございます。

答弁も差し上げましたとおり、実際、台数は非常に少なくございまして、現在うちが保有しているのは3台でございます。ただ、ちょっと申し添えたいのは、いわゆる高齢者の方々あるいはいわゆる体のご不自由な方々、あるいは認知症の方々と、電子機器ですので使い方が不慣れということもありまして、窓口でケアマネージャー等が相談を受けたときにどうですかということも、実は案内パンフレットの中にもございます。あるんですが、よう使うかなという話が一点。もう一点は、実は最近この機器自体がかなり安くなっています、一般市場にだいたい5,000円ぐらいからあるらしいです。というようなことで、あまりご利用が進んでいないというのは実情でございます。

○議長（石橋英和君）4番 楠本君。

○4番（楠本知子君）ありがとうございます。

IHをレンタルされているというのを知らないで、わかりました。IHを使用するときは、最初不慣れなので、使い方がわからないというお声も確かにそうかと思えます。早い段階から使っていただけたら、私も慣れたらすごい使い勝手がよくなって、やかんとかか

け忘れてたりしたって勝手にとまるし、忘れてらあかんのですけどね。忘れてしまうときもあって、例えばそういう認知症予防の観点からいったら、家事を取り上げられてしまうよりは、IHを早目に設置していただければずっと家事とかお料理ができるということで認知症の予防にも十分つながっていくのではないかなというところなので、まだまだこのIH設置をされている自治体は少ないです。少ないですけど、ないことはないです。やっておられるところが、補助対象にされておられるところがありますので、今後考えていただけたらと思います。

次に市営住宅なんですけど、市営住宅のバリアフリー化計画については大変費用がかかるので、これはできないというご答弁であったかと思うんですけれども、住み替え支援で対応していくと。住み替え支援プラス、やはりこれから増えていく上で、住み替え支援で済めば、それでうまくいけばいいんですけれども、高齢者が増えていきますので、そういったほかの賃貸業者との連携とかといったところあたりについても、住み替え支援全体的の住宅政策として、市営住宅を含めてお考えいただけないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（石橋英和君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）そういった住み替えのところの連携につきまして、現在のところ、計画はないわけですが、今後、そういったことも含めて、高齢者は増えてまいりますので、検討していかなければならないとは考えておるわけでございますけれども、住宅につきましては、現在のところ、模様替えという形で、一部バリアフリーについての取り組みをしたりとか、あるいは今後改修の段階で、予算の限られる範囲の中でのバリアフリーといいますかそういったことについて

は考えていきたいなと考えております。

○4番(楠本知子君) ありがとうございます。

これで、1番目の質問を終わらせていただきます。

2番目、お願いいたします。

○議長(石橋英和君) 次に、質問項目2、通学路の安全対策に関する質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

[教育次長(坂本安弘君)登壇]

○教育次長(坂本安弘君) 通学路の安全対策のご質問にお答えします。

一点目ですが、ご承知のとおり通学路合同点検については、平成24年度に文部科学省、国土交通省、警察庁が連携・協力して取り組んできた事業です。

橋本市においては、まず小・中学校からそれぞれの校区における危険箇所をピックアップした後、中学校区ごとに協議を行い、交通安全上の危険箇所を中心に精査し、37箇所を合同点検することとしました。

対策状況については、平成25年6月議会の文教厚生委員会において報告しています。37箇所のうち28箇所については、平成25年度末でほぼ対応ができておりますが、残りの9箇所については、ハード的な対策が困難であるので、見守りなどのソフト的な対応を考えていかなければならない状況です。

通学路合同点検の結果については、小・中学校を通じて保護者に公表していますが、対応状況については公表していないのが実情です。

今後は、教育委員会のホームページにおいて公表していきたいと考えていますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長(石橋英和君) 建設部長。

[建設部長(塙阪 隆君)登壇]

○建設部長(塙阪 隆君) 車の最高速度を30kmにする区域ゾーン30の路面表示の拡大についてお答えします。

ゾーン30とは、生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域を定めて時速30kmの速度規制を実施するとともに、必要に応じて他の安全対策を組み合わせることにより、ゾーン内の抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路対策です。

推進に向けては、地域、道路管理者、警察とが連携し、住民との円滑な合意形成が必要であると認識しています。

そこで、議員おただしのゾーン30の路面表示の拡大については、通学路の安全対策における一つの方法であると考えられますが、ゾーン30の区域設定には、前述のとおり住民の皆さまの理解が必要不可欠であるなど課題点も多く、まずは調査・研究し、推進体制の確立を踏まえ、検討してまいりたいと考えています。

○議長(石橋英和君) 4番 楠本君、再質問ありますか。

4番 楠本君。

○4番(楠本知子君) ありがとうございます。

通学路の合同点検の実施報告については、ホームページで公開をしていただけるということですので、あやの台小学校を含めて公開していただけますようお願いいたします。

続いて、ゾーン30のことなんですけれども、ゾーン30について、橋本市でゾーン30を区域設定されておられるところは、今、ありますか。

○議長(石橋英和君) 建設部長。

○建設部長(塙阪 隆君) 平成23年9月20日でございますけれども、警察庁交通局長より各地方機関の長、各都道府県の警察の長宛て



に、ゾーン 30の推進についての通達が出されました。

このことを受けまして、橋本市でも所轄警察主導で、もともと地元から要望のありました橋本ニュータウン地内にゾーン 30を設定しております。モデルケースということで設置をしております。

○議長（石橋英和君） 4番 楠本君。

○4番（楠本知子君） 橋本市の胡麻生ニュータウンのほうでゾーン 30をされたということでございますが、通学路においても今後検討していただきたいと要望させていただきたいと思っております。

これともう一つ、30kmに制限する通学路付近の狭い道路の中において、これはゾーン 30ではないんですけど、時速 30kmを抑える指定を、いろんな小学校区の中でされておられます。

それは、そういう 30kmを抑えるという対策も進めてほしいんですけど、それとお願いになるんですけど、ドライバーとしては、この道まで来てポールがあれば、この道が 30km制限やということがわかるんですけど、路面表示がないから、どこからが 30kmで、どこで 30kmが終わるのがわからないんです。途中まで来て、ここは 30km制限の道やったんやという感じになります。

路面表示をしていただくことによって、ドライバー自身が 30kmを早く意識できて、通学路で安全対策が進むと思っております。

今後、橋本こども園も応其こども園も小学校区を重ねてできてまいりますので、そういったゾーン 30にあわせて、ゾーン 30ではないんですけど 30kmを制限するような対策も同時に進めていただきたいと要望させていただきます。

今回、文教厚生委員会のほうで、通学路についてはご報告されるということでございま

すので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

これで、2番目を終わらせていただきます。

○議長（石橋英和君） 次に、質問項目3、くるみマークの啓発と促進に関する質問に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（石橋章弘君）登壇〕

○健康福祉部長（石橋章弘君） くるみマークの啓発と促進についてお答えいたします。

まずくるみマークとは、企業が行動計画を策定し、その行動計画に定めた目標を達成するなど一定の要件を満たした場合、申請により子育てサポート企業として、厚生労働大臣の認定を受けることができる認定マークのことです。

この認定を受けた企業は、このマークを商品、広告などに使用することにより、子育てサポート企業であることがPRできたり、一定の条件のもと税制優遇措置を受けたりすることができます。

一点目の橋本市でくるみマーク認定企業はあるかとおたただしですが、現在、橋本市内の企業でくるみマークを取得している企業はありません。

次に、二点目のくるみマークが市民の中で浸透しているかとおたただしですが、アンケートなど具体的に調査していませんが、認知度は低いと考えます。

今後は、広報紙などを通じてPRするとともに、本市誘致企業に対しても、この制度について周知していきたいと考えております。

三点目の市独自の優遇制度も考えてはいかかとおたただしですが、国の制度として一定条件のもと税制優遇制度はあること、新たな財政負担に対する財源を確保しなければならないことなどから、独自の優遇制度は考えていませんので、ご理解のほどよろしくお願

いたします。

○議長（石橋英和君） 4番 楠本君、再質問ありますか。

4番 楠本君。

○4番（楠本知子君） ご答弁ありがとうございます。

くるみんマークについては、認定企業はないということで、これから広報していただくということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に、企業誘致のところでお聞かせいただきたいと思うんですけど、橋本市の企業力アップの立地ガイドブックがございます。この中で、3番目に、橋本市の企業に来ていただくためには、安価な人件費でコスト削減ということで、非常に和歌山県は人件費が安いですよということをアピールしていただいています。和歌山県は 701 円で、非常に安いですよと、どうぞ企業、来てくださいというアピールなんですけれども、今、和歌山県の進学率が全国で最高ぐらいにあるんで、大学を出られた方が、やっぱり和歌山県に戻ってこないのはなぜかということになるかと思うんです。なかなか和歌山県へ戻ってきてくれないというのは、やはりお二人が一生懸命働いても、年収がお二人で働いて 556 万円ということで、これは全国 42位ということで、ひどく低いということでございます。

こういったセールスポイントとしてももらいたくないなと思うんです。それよりか、橋本市は子育てするには、企業が来ていただくのであれば、こういったくるみんマークを、特に女性の方が働きやすい環境をつくっていくような企業が来てほしいですよというアピールに変えていただきたいと、市長に直にお願いをしたいと思うんですけど、時間がないので申しわけないんですけど、そういった企業対策を今後、木下市長を続けて、また企業に

取り組んでいただけるかと思うんですけども、こういった視点も改めて入れていただければと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（石橋英和君） 市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君） 楠本議員の質問に対する答弁をいたします。

確かに、そこに書かれていることは、非常に橋本市にとっても逆にマイナスな面があるんかなと思っています。一度見直していきます。

先日、誘致企業の企業回りをしてきたんですけども、現状の雇用というのは、実はある企業で時給 1,300 円というところがあります。これは、募集したんですけど、来ませんでした。今、誘致企業の中でやっぱり難しい雇用の確保というのが、現在非常に難しい状況にありまして、要は製造業がほとんどですのでやはり雇用のマッチングというのが、今なかなか図れていない。橋本市としても、高校生の雇用を確保しようということで、企業誘致室が企業と一緒に各高校を回ったりという取り組みをしていて、何とか市内の高校生の就職希望の人の雇用を確保しようという動きを今現在市のほうでも進めています。

先ほどからくるみんマークの件もそうなんですけども、橋本市としても非常に重要なことと認識をしておりますので、誘致企業に対してそういう働きをこれからさせていただきますので、ご了解をいただきたいと思います。

○議長（石橋英和君） 4番 楠本君。

○4番（楠本知子君） 以上で終わります。ありがとうございます。

○議長（石橋英和君） 4番 楠本君の一般質問は終わりました。

この際、11時まで休憩いたします。

（午前10時46分 休憩）

---

(午前11時00分 再開)

○議長(石橋英和君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長(石橋章弘君) 先ほど4番議員の質問に対しまして、保留しておいた答弁を報告いたします。

内容は、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の見直しに向けてのアンケートを実施した際の有効回収率でございますけども、これが61.2%、61%強でございました。対象は

一般高齢者、それと軽度、いわゆる要支援1、2、それと介護2からの方々、それぞれ800、800、700件、計2,300件を実施しております。

これに加えて、ケアマネージャーの方々にもアンケートを実施しております。これはほぼ100%回収と聞いております。あと、地域内の在宅介護支援事業者の方々へもヒアリングを行っております。

それらの内容をもとに、見直しに向けての材料としていきたいと考えております。

以上です。